


# 連生団体信用生命保険付住宅ローン(クロスサポート)


クロスサポートなら、ご夫婦のどちらかに  
万一のことがあった場合でも**住宅ローン残高0円**。  
遺されたご家族の暮らしをしっかりと支えます。

**商品 連生団体信用生命保険付住宅ローン(クロスサポート)**

ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合でも、ご夫婦の債務である**住宅ローンの残高に応じた保険金が支払われ、住宅ローンは残りません。**




夫 主債務者



妻 連帯債務者

返済期間中、ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合

夫に万一があった場合 **妻 ご存命**




お借夫婦の金額

ご融資日 → 返済期間

夫に万一があった場合  
住宅ローン残高に応じた保険金が支払われ、残りません。  
**住宅ローン残高0円**

妻に万一があった場合 **夫 ご存命**

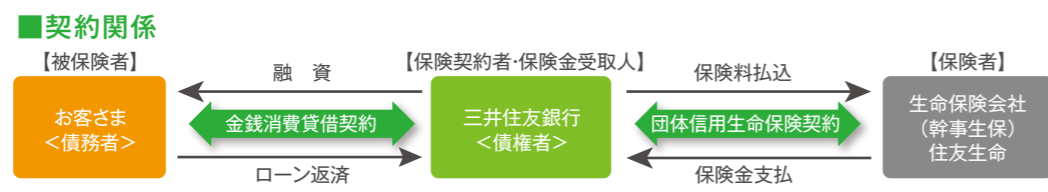


お借夫婦の金額

ご融資日 → 返済期間

妻に万一があった場合  
住宅ローン残高に応じた保険金が支払われ、残りません。  
**住宅ローン残高0円**

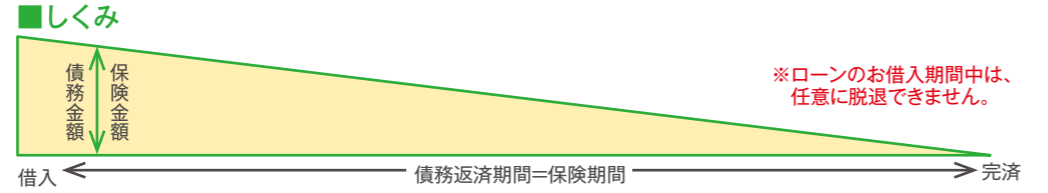
**■ 契約関係**



【被保険者】 お客さま <債務者> ← 融資 (金銭消費貸借契約) → 【保険契約者・保険金受取人】 三井住友銀行 <債権者> → 保険料払込 (団体信用生命保険契約) → 【保険者】 生命保険会社 (幹事生保) 住友生命

← ローン返済 (ローン返済) ← 保険金支払 (保険金支払)

**■ しくみ**



借入 ← 債務金額 ↑ 保険金額 ↓ → 返済 → 返済期間=保険期間 → 完済

※ローンのお借入期間中は、任意に脱退できません。

保険金額は債務金額に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)いたします。保険金の受取人は保険契約者(三井住友銀行)です。支払われた保険金は、全額債務の返済に充当いたします。保険金額には、保険金のお支払い事由が発生した日の直前の約定返済日時点の債務元本と、その日から保険金が支払われる日まで(ただし6ヵ月限度)における所定の利息が含まれます。

**適用金利 住宅ローン金利 + 年0.18%**

## 連生団体信用生命保険付住宅ローン(クロスサポート) 商品概要

商品概要	対象となる住宅ローン	「WEB申込専用住宅ローン」・「WEB申込専用住み替えローン」・「三井住友住宅ローン」・「住み替えローン」・「借り換えローン」・「ネットdeホーム」・「定借住宅ローン」
	お申込金額	100万円以上1億円以内(10万円きざみ) (定借住宅ローンの場合、200万円以上5,000万円以内(10万円きざみ))
	ご融資利率	上記対象商品のご融資利率に対し、+年0.18% ※各種金利プランもあわせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。
	保障開始日	「引受保険会社が承諾した日」または、お客さまが「ご融資を受けられた日」のいずれか遅い日
	引受保険会社	住友生命保険相互会社を幹事会社とする生命保険契約です。他の生命保険会社との共同取扱契約となりますが、幹事会社である住友生命保険相互会社が他の引受保険会社からの委任を受け、事務を行います。
ご注意ください	保険金が支払われる場合	被保険者が以下のいずれかに該当した場合、保険金がお支払いされます。くわしくは当行国内本支店窓口にご用意しております「団体信用生命保険のご説明(契約概要、注意喚起情報)」をご覧ください。 ① 保険期間中に死亡されたとき ② 保障開始日以後に生じた障害または疾病が原因で、所定の高度障害状態になられたとき
	保険金が支払われない場合	被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金はお支払いされません。 ・「申込書兼告知書」で事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき ・保障開始日から1年以内に自殺されたとき ・戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき ・保険契約者または保険金受取人の故意により死亡されたとき ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意により高度障害状態になられたとき ・連生団体信用生命保険の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他の被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき ・保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき ・保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき ・保険契約者または被保険者に保険金を不法に取得しよう(他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき ・定められた加入資格がなく、この保険契約のその被保険者についての部分が無効となったとき ・当該債務を完済されたとき ※くわしくは当行国内本支店窓口にご用意しております「団体信用生命保険のご説明(契約概要、注意喚起情報)」をご覧ください。
	免除された金額への課税	連生団体信用生命保険の保険金により、ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問い合わせください。

**▲ ご注意ください**

●お借入期間中、任意に脱退いただくことはできません。●ローンのお申込に際しては、当行および当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込をお断りすることがございますのでご了承ください。●ご融資対象物件の所在地等によっては、住宅ローンのお取扱ができません場合がございます。●新規借り入れ、借り換え、住み替え等のお申込にあたっての条件やご返済の試算、手数料等、くわしくは当行ホームページまたは当行国内本支店窓口にてご確認ください。また、商品説明書をご用意しておりますのでご覧ください。

【対象商品について】○ご融資期間：1年以上35年以内(1ヵ月きざみ) ※お借り換えの場合は、左記に加え、現在お借入中の住宅ローンの経過期間と通算で35年以内。○ご融資対象物件に、当行指定の保証会社を抵当権者とする抵当権を設定していただきます。○所定の保証料が必要です。保証料内枠方式の場合は、お借入金利の中に含まれます。保証料外枠方式の場合は、ご融資時に一括してお支払いいただきます(ご融資金額1,000万円、ご融資期間25年、元利均等返済の場合の例：172,540円～690,180円(消費税非課税))。○保証会社手数料32,400円(「住み替えローン」の場合は54,000円。ともに消費税込)が必要な場合があります。○所定の手数料(例：固定金利特約型をご利用の場合、固定金利特約手数料として、超長期固定金利型をご利用の場合、固定金利手数料としてそれぞれ10,800円(消費税込))が必要な場合があります。○変動金利型から固定金利特約型への変更、固定金利特約期間終了後の固定金利特約型の再設定、その他借入条件の変更、繰上返済をされる場合等は、別途所定の手数料が必要となる場合があります。○固定金利特約型・超長期固定金利型のご利用期間中は金利の変動はなく、また他の金利種類への変更はできません。○新規借り入れ、借り換え、住み替え等のお申込にあたっての条件やご返済の試算、手数料等、くわしくは当行ホームページまたは当行国内本支店窓口にてご確認ください。また、商品説明書をご用意しておりますのでご覧ください。

(2018年11月1日現在)

●本商品の保障内容には所定の条件があります。